

室 報



見えない声を煮込みながら、煙だけが空へと語りかける。

◀目次▶

天使のカチュッパ……………	2	書 評『トランスジェンダー生徒と学校 「抱えさせられる」困難と性別移行を めぐる実践』……………	8
残癡管見ノート(1) ～古代中国における法制と障害者～……………	5	書 評『部落フェミニズム』……………	9
セサミストリートが守り、育てる「多様性」に ついて……………	7	新研究員紹介……………	10
		編集後記……………	12

天使のカチュッパ

青木 敬

煮込み料理カチュッパの下ごしらえ

2023年夏、約10年にわたり断続的に行ってきたカーボヴェルデ共和国でのフィールドワークは、その集大成として一区切りを迎えた。このエッセイでは、そのときに書き留めたフィールドノートの中から、特に豆料理「カチュパ」に表象されるクレオール性をすくい上げてみたい。

カーボヴェルデは西アフリカ沖に浮かぶ大小15の島々からなる島嶼国家であり、その地理的要衝性ゆえ、15世紀半ば以降、大西洋奴隷貿易の中継地として栄えた。サハラ砂漠から吹きつける乾いた風に抗うすべもなく、無数の砂に包まれる島々。かつてこの群島は、作物が育つ余地もないほどの枯渇と過酷な自然環境に晒されていた。人が居住できる場所ではなかったのだ。

そんな「呪われた孤島」に最初に目をつけたのは、航海術に長けたポルトガル人だった。彼らは島の植民化を試みたものの、やがてその土地がプランテーション経済に適さないことを悟り、代わりに奴隷売買の中継地としての活用を思いつく。西アフリカ内陸部から奴隷たちをサンティアゴ島へと連行し、彼らはそこからラテンアメリカやヨーロッパへと送られていった。

こうして誰も住んでいなかった無人の島々に、まずはポルトガルの「白人」が栄養の土壌を与え、そこへ西アフリカの「黒人」があらゆるスパイスを隠し味として加えていく。こうした混交と融解の過程のなかで、「クレオール」と呼ばれる新たな色彩のアイデンティティが静かに根を下ろしていった。

それから560年あまりの時が流れた今も、クレオールたちは凄惨な歴史を歌い継ぎ、濃密な記憶を丹念に煮込み続けている。その記憶の器が「カチュパ」という料理なのだ。

カチュパの語源

「カチュパ」の語源はいまだ明確ではない。しかし、いくつかの説の中でも、スペイン語のカチュピン (*cachupín*) またはカチュピナ

(*cachupina*) に由来するという見解が、歴史社会的な文脈においては最も説得力を持っているように思われる。

カチュピンは、メキシコや南米に定住したスペイン人を指す語であり、旧スペイン領アメリカスにおいて生まれたクレオール（ここでは植民地生まれのスペイン人）と区別される。つまり、スペイン本国出身者を指す。この語源は、ポルトガルとスペインの植民地支配の文脈、大航海時代以降の両国の関係性、そして言語文化の親近性といった要素を考え合わせれば、十分に納得できるものである。

一方でカチュピナは、人びとが集い、踊り、愉しむことを意味する。この言葉は、「火を囲む」ようにして分かち合われるカチュパの情景を連想させる。とりわけ黒人奴隷制の時代、奴隷たちは（ときに主人と共に）自由時間になると焚き火を囲み、太鼓に合わせて歌い、踊った。そうした場面は、植民地時代を舞台にした小説、当時の絵画、あるいは民族誌の記述にもたびたび登場する。

また、カーボヴェルデの作家であり言語学者としても知られるバルタザール・ロベス・ダ・シルヴァ（1907～1989年）は、カチュパがアフリカ由来である可能性を示唆している。彼の視点は、カチュパの語源をめぐる問いを、単なる語学的な分析から、文化記憶の探求へと広げてくれる。

むろん、起源の真相を知るにはタイムスリップでもない限り限界がある。だが、ここで真に重要なのは、「カチュパ」が何を語る料理であるか、という点だ。アフリカ由来であっても、ヨーロッパ発祥であっても、あるいはラテンアメリカの回流に根ざしていてもよい。カチュパは、あらゆる出自をもった人びとが交差し、互いの文化を絶妙にすり合わせ、溶け合わせながら、日々の暮らしの中で手探りで編み上げてきた「生き方のレシピ」なのである。

独り身のカチュパ・ソルテール

私が初めてカチュパを食べたのは、2012年2月のことだった。当時、私は大学院生で修士論文のためのフィールド調査として、念願のカーボヴェルデ行きを果たした。向かった先は、首都プライアがあるサンティアゴ島。初めての土地で、何も分からないまま歩き出した。

そういうとき、まずは腹を満たすことから始めるのが私の調査の流儀だ。土地のソウルフードを身体に通すこと。それがその土地の時間のリズムと出逢う、私なりの方法なのだ。食べ物とトイレ——それは人が毎日向き合う、最も基本的な実践である。だからこそ、飲食店に入るだけで、その社会の入り口に立てると感じている。

カチュパにはいくつかの種類があるが、自宅で食べる質素なものは「カチュパ・ソルテール (*katxupa solteru*)」と呼ばれる。文字通り訳すと「独り身のカチュパ」。つまり、肉や魚といった豪華な具材を伴わない、豆とトウモロコシを主とした、もっともシンプルなスタイルのカチュパだ。

「独り身のカチュパ」は朝の食卓に上ることが多い。平均月収が2～3万円ほどのカーボヴェルデでは、食材のやりくりは日々の知恵であり、経済と調和した味の実践でもある。トッピングなしのこのカチュパは、前日に煮込んだものを翌朝フライパンで軽く炒めて仕上げる。これが島の日常だ。家庭によって味付けや具材が微妙に異なるのは、単に好みの問題ではない。冷蔵庫の残り物、前夜の食べ残し、食べる人の体調や嗜好。すべてがその一皿に託されている。

炒め直しのカチュパ・ラフガード

カフェでカチュパを注文すると、大抵はフライパンにオリーブオイルをひき、軽く炒め直された「カチュパ・ラフガード」(*katxupa rafugadu*) が供される。それは「独り身のカチュパ」と似た素朴な一皿だが、トッピングの豊かさが際立っている。

皿の上には、砕かれたトウモロコシ、うずら豆や赤インゲン豆がたっぷり盛られ、その隅に塩気の強いチョリソーが2切れ、ぽつりと控えめに置かれている。そして、その豆たちをそっと覆うように、目玉焼きが1枚載せられている。

私は黄身を半熟にしたら、ナイフでそっと割って、皿の上にとろりと広げる食べ方が好きだ。チョリソーの塩気は想像以上に強いが、炒めた豆と組み合わせると絶妙に調和する。濃

い味わいを卵の黄身でまろやかに包み込み、ひと口ずつ身体に馴染ませる。とはいえ、そもそも島の人びとの食べ方をなぞったものである以上、「私の食べ方」というよりも、「我々の食べ方」と呼ぶべきだろう。

食べ方はともかく、カチュパの調理法そのものがじつに多様であることに驚かされる。日本の家庭でカレーや鍋の味つけが一家ごとに異なるように、カチュパもまた、作り手の感性と日々の暮らしを反映する料理だ。材料の選定は、必ずしも嗜好だけで決まるわけではない。むしろ、冷蔵庫に残った食材や前夜の煮込みの残り、さらには食べる相手の体調や好みまでもが、さりげなく一皿に映し込まれている。

とくに興味深いのは、前夜の残り物と豆を混ぜて再利用する方法、または混ぜずに別皿で添える形式だ。後者は一見すると「もはやカチュパではない」と思われがちだが、私にとってはそれも立派な一部だ。ラフガードの具材は必ずしも混ぜておらず、目玉焼きは上に乗せられ、チョリソーも脇に添えられている。それはトッピングというより、添えられた記憶の断片のようでもある。店によっては、揚げた魚や豚肉、チョリソーの追加も可能であり、そうした細部のカスタマイズに、日常の中の小さな「祝祭」がこめられている。

煮込みのカチュパ・リッカ

「カチュパ・ラフガード」が日常の食卓を彩る軽やかな炒め料理だとすれば、「カチュパ・リッカ (*katxupa rica*)」は、手間ひまを惜しまずに作られる本格的な煮込み料理である。「リッカ＝豊か」という名の通り、食材の重なりと時間の積層が鍋の中に封じ込められている。予約でもしない限り、このスタイルのカチュパをレストランで味わうのは難しい。

カチュパ・リッカの調理には労力がかかる。昔ながらのやり方では、まず薪をくべて火を起こし、焚き火に大鍋を据え、そこに食材を重ねて5時間以上かけて煮込む。私は2023年の調査中に、地域の大人と子どもあわせて15人ほどとともに、このオールドスタイルの煮込みカチュパづくりに挑んだ。

このときの食材は、レッドコーンやドライコーンを含む数種類の豆、豚の塩漬け、豚バラ、チョリソー、鶏肉、キャッサバ、ヤムイモ、かぼちゃ、玉ねぎ、にんにく、コリアンダー、キャベツ、

チリペッパー、オリーブオイル、あるいはパーム油といった、じつに贅沢な組み合わせだった。火を囲み、手を動かしながら仲間たちと味を整えていく。男たちは、カチュパが完成するまでに、島のラム酒「グログ」のショットを何杯もひっかけ、胃の準備を整える。なにしろ煮込みに時間がかかるのだから、グログで胃を温めるのも一種のアペリティフなのだ。

ここで注目しておきたいのは、「火を囲む」という行為そのものである。「囲む」という営みには、原始的な何かが宿っている。焚き火の周りで、あるいは大鍋の縁で、人は自然と輪になる。それはまるで、火に霊的な力があると信じているかのようだ。火は、魂や祈り、哀しみといった目に見えないものを受けとめ、それを煙に変えて空へと送り出す。火とは、単なる熱源ではなく、命をつなぐもの、儀式を司るもの、身体を温め、言葉にならないものを照らす存在である。

現代を生きる我々も、火を前にするとどこかで昔の記憶を呼び覚ます。囲炉裏端の昔話や、封じていた心のうち、あるいは思わず漏れる秘密。火を囲むことで、言葉にならないものが語られ、静けさの中で共有される。火は食を与えるだけでなく、身体を緩め、他者との絆を深める力を持っている。

だからこそ、カチュパ・リッカは単なる料理ではない。地域住民と火を囲み、煮込み、語らい、食す——その一連の行為こそが、「共に生きること」の象徴なのだ。カーボヴェルデのように島嶼が点在する国では、限られた空間のなかでの人間関係こそが生の土台である。だからこそ、煮込み料理の時間はただの炊事ではない。火を囲むという儀礼のなかで、身体と言葉が、暮らして歴史が、ひとつの鍋のなかで静かに溶け合っていてゆく。

悪霊を追い払う天使のカチュパ

2023年、サンヴィンセント島で民族誌映画の撮影をしていたときのことだ。映画の主人公カルロスが、私にカチュパ・リッカのレシピを語っていた最中、ふとこんなことを口にした。

「天使のカチュパを聞いたことがあるか？カーボヴェルデには“天使の食事”という文化があるんだ。祝福の場で調理される料理で、できあがったら、それを地域の人々に配って一緒に食べる。」

そして彼は続けた。

「なんで皆で食べる必要があるかって？たとえば、お前が借りているスエルマの部屋、あそこには霊がいるって噂がある。だから、天使のカチュパをみんなで作って食べれば、その霊を追い払えるって信じている。もちろん、ただの迷信かもしれないけど、信じる人もいる。」

ここで言う「天使」とは、ポルトガル由来のカトリック文化に根ざした存在であると同時に、カーボヴェルデにおける霊的感觉——たとえば死者の魂を静かに送り出し、生活空間を整えるための守護の気配——としての象徴でもある。この文脈で語られる「霊」は、おそらく悪しきもの、つまり悪霊のことだろう。そしてそれを祓うためには、共同体として火を囲み、言葉を交わし、祈るようにして煮込まれた「天使のカチュパ」が必要なのだ。

「火を囲む」ことの意味が、ここでも再び浮かび上がってくる。料理とは、手間と時間を要する行為であると同時に、身体と身体をつなぎ、信仰と記憶を媒介する共同の営みでもある。地域の人々と一緒に作るというその過程にこそ、重要な意味が宿っているのだ。

——調理が始まった。作り方は人によって異なるが、どんなレシピであれ喜ばれるようにと願って、できるかぎり贅沢な食材を用意した。大事なのは急がないこと。準備はゆっくりと、薪に火をくべ、時間をかけて煮込む。最初は無言だった人々も、やがてぼつりぼつりと語りはじめる。昼前に火を起こし、気がつけばもう午後3時を過ぎていた。重たい鍋に火が入ると、不思議と人の顔にも小さな光が宿る。

こうして近隣住民との濃密な時間を重ねるうち、互いの距離が少しずつほぐれていく。島の人びとは、建前と本音のあいだを丁寧生きていく。小さな島社会では、その調和がなによりも大切だからだ。噂はすぐに広まってしまうが、カチュパと一緒に煮込む時間だけは別だ。火を囲み、語り、黙り、笑いあう。そんな「共に煮る時間」こそが、島の人々のあいだにある静かな信頼を育てている。

天使のカチュパ。それは、天使の魔術的な力によって、我々の今日という1日を静かに浄め、“善き日”へと祈りを込めて差し出す一皿なのである。
(文学部准教授)

残癡管見ノート(1)

～古代中国における法制と障害者～

姜 博久

1. はじめに

私は1984年に本学の文学部史学地理学科を卒業後、古代日本の障害者の歴史について3つほどの論文を本学の古代史研究会が編集する『古代史の研究』に発表させてもらった(そのうちの2つは日本名の齊藤博久として執筆)。その論文を書いていた間に頭の隅から離れなかったのが古代中国における障害者関係法規がいつ頃からはじまったのかという問題であった。卒業後、本学の東西学術研究所で定期的に開催されていた養老令の注釈書である『りやうのしゅうげ令集解』輪読会に参加させてもらう一方、その成果として刊行作業が進められていた『かんいりやうしきんりやう令集解官位令職員令語句索引』の編集に非常勤事務職員としてかかわらせてもらいながら個人的に古代中国の法制に関する史料等を渉猟していた。その中で出会ったのが、本稿でも取り上げる1975年に中国湖北省で発掘された、秦による統一前後の地方官僚の墳墓に墓主とともに埋葬されていた簡牘史料(睡虎地雲夢秦簡 次頁写真参照)であった。

その中には秦の刑罰法規である律が含まれ、障害者に関わる法規も存在した。この睡虎地秦簡以降に発見されている古代中国の簡牘史料では、障害者は「癡」と表記される。本稿のタイトルにある「残癡」とは、戦国時代から唐までの間に律令法規として明確に区分されるようになった軽度障害者を意味する「殘疾」と重度障害者を意味する「癡疾」を連称した言葉である。唐の律令法を継受して浄御原令を編纂施行したとされる日本の持統朝にも「篤癡」という呼称が使用された(『日本書紀』持統元年春正月条ほか)。唐では開元年間以降、当時の皇帝玄宗の名である李隆基の「隆」字を避けて「癡疾」は「癡疾」と名辞変更されたようである。開元律令を受け継いだとされる日本の養老律令でも「癡疾」がそのまま継受され、それは近代になっても一種の蔑称として行政用語に用いられてきた。

私は、現在季刊で発行している『しずく』と

いう同人誌に2020年ころから本稿の発端となる原稿を執筆したことをきっかけに、20世紀の終盤から古代中国、とくに秦から漢の時代に属する墳墓や古井戸などから大量に発掘・発見されてきた簡牘史料を素材とする中国史学の研究成果を調べてきた。日本の簡牘史料の訳注も含めた研究成果は膨大な量にのぼる。その中で史料解釈をめぐる議論も多岐にわたり、私自身、理解を深めるのに苦慮している。今回、室報の場を借りて、学部卒業後40年以上も気にかけてきた問題に一定の答えを得たこともあり、乏しい力量を省みず、とりあえず知り得たことを少しばかり報告させていただくことにした。

2. 障害者施策の中心課題

(1)兵制と障害者

古代中国の法制において障害者が把握されるべき課題は何だったのか。総じて言えば、それは社会の中で課される諸々の負担システムにおいて生じてくる課題であったと言える。まず、行政施策として障害者把握が要請される事態は、兵制に関わって実施された庶民からの兵士徴発という課題である。徴発すべき庶民が兵士として活動に堪え得る心身状態にあるか否か。戦国期に入った中国では、戦車戦から歩兵戦へという戦争形態の変化とともに貴族中心の兵制から庶民を対象とする兵制へと拡大がはかられた。それと同時に官僚行政と文書行政も精緻に発達し、その条件下で障害者把握も進んだ。いわば国家による心身の掌握が個別人身支配として深まっていくことによって障害者が把握対象とされていったのである。ただし、兵制の範囲を貴人護衛や公共施設の警護等も含めて広くとらえた場合、その範疇から障害者がすべて排除されたのかというと、そうでもないことは留意しなければならない。

(2)税制と障害者

次に課題となるのは、労働力徴発も含めた国

家運営を左右する税制の中で障害者が負担を担う対象となるか否かである。この場合、障害者すべてが税負担免除となるのか、心身の状況その他の要因も含めて減免に違いがあったのかどうか課題となる。いわば、障害の差異が税負担の中で法制上の関心事となったのかどうかということである。ただ、障害の差異は年齢による税負担の差異と相関的に表象されることも抑えておく必要がある。さらに障害者の家族が扶養や介助の必要性から、労役徴発や税負担の減免を受ける対象となる場合にも留意が必要である。唐令では「篤疾」として最重度の障害区分が設定されており、その範囲の障害者に「待^{てい}丁^{てい}」なる介助者がつけられてもいた。ここには税制における特定措置の思想的な背景として、儒教の徳治主義による年齢長幼重視との関係をどうみていくのかの課題も含まれる。

(3) 刑制と障害者

法制上、障害者が把握対象として表象される領域として刑罰上の措置がある。これも体系的に完成領域に達したとされる唐の律令では、年齢の長幼と相関的に表象されるもので、障害の軽重による差異が留意される領域でもある。また、刑罰対象となる障害者への措置と家族が刑罰を受ける際の措置の課題がある。さらに、この場合も儒教の徳治主義の課題の一方で、法制史家の利光三津夫氏がかつて指摘された障害者の受刑能力という視点¹⁾をどう考えるかという課題もある。

(4) 官僚のコンプライアンス等

障害者の行政施策の問題としては官僚によるコンプライアンスの課題もある。つまり、官僚が職務上、障害者に対する法の規定を遵守した取り扱いを怠った場合の措置（官僚に対する罰則規定）がどうなっていたかという問題である。この場合、対象となる官僚は中央官僚よりも地方官僚（地域行政の末端の職務も含む）が対象となることが多い。とくに障害者であることの調査・確認・登録・報告という一連の行政手続を過怠なくこなしていたかどうかという点である。そして、(1)~(3)を含めた実態を探るうえで重要な史料となるのが地域職員→地方官庁→中央官庁へと登録・報告のルートに乗って遺された行政文書をどう分析するかという課題がある。



雲夢睡虎地11号秦墓 遺体周囲に散乱した竹簡
（『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社1981より）

3. 障害者把握過誤の刑罰

さて、早速、具体的な簡牘史料に窺える障害者の法規定について触れていこう。1点目は、睡虎地雲夢秦簡の中にある障害者関係の規定である。

①（前略）癡を占するに不審あらば、典・老は贖耐。（後略）

「癡」の申告が不正確であったならば、里典・老を贖耐に処せ²⁾。

これは、最末端の地方行政担当者であった里典や里老が行政担当庁への障害者の申告に正確さを欠いていた場合、贖耐という金銭納付の刑罰に処せられるという法規である。

先の(4)に関わることとして、障害者の調査・確認・登録・報告等に不審（齟齬）があることが明らかになった場合、罰金刑に処するという内容である。当時の地域行政末端の役職者が障害者の把握管理に正確をきかせないときはコンプライアンス違反として罰せられたこと、障害者把握が法規として処罰の対象となっており、行政施策の中でその調査・確認・登録・報告がコンプライアンスの対象となったことはこの規定から確認できる。少なくとも、2300年前の古代中国においては、その淵源がいつまで歴史的に遡れるかはいまだに正確にはわからないものの、行政施策として障害者把握が国家の要請事項として法制的に実施されていたことが確かめられるわけである。

1) 利光三津夫『律令及び令制の研究』（明治書院1959）

2) 工藤元男編『睡虎地秦簡訳注』（汲古書院2018）より通釈を引用したが、同書が原文の「癡」を「罷癡」としていることの原因が不明のため、訳文のまま「癡」とした。

（委嘱研究員）

セサミストリートが守り、育てる「多様性」について

澤井 未緩

3月末に訪れた東京都人権プラザでは、インクルーシブシティ東京プロジェクト特別展示の企画として、「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」が開催中だった。セサミストリートのキャラクターが「子どもの権利」について説明したり、セサミストリートの理念と交えてその大切さを伝えたりするような仕様になっている（写真1）。

セサミストリートは、アメリカの制作会社「セサミワークショップ」が製作する子ども向け教育番組で、1969年にアメリカで放送を開始し、現在では150の国や地域で放送されている。日本でも1971年から2003年までNHK Eテレで放送、今春より、NHKのレギュラー番組として再登場するなど、根強い人気がある。大阪のテーマパーク、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにも採用されているキャラクターでもあり、親しみを感じるひとも多いことだろう。一方、キャラクターの持つ可愛さ以上に、セサミストリートは教育番組としての役割を十二分に発揮してきたということも忘れてはいけない。それは、セサミストリートの原点であるからだ。¹

ところで、セサミストリートには、エルモやクッキーモンスターなどのおなじみのキャラクターのほかにも、さまざまな背景をもつ新しいキャラクターが次々に登場していることはご存知だろうか。たとえば、2016年、自閉症の特性

を持つ「ジュリア」というキャラクターが誕生。セサミストリートの日本公式YouTubeチャンネルにアップされているジュリア初登場回は52万回再生されている（アメリカの公式チャンネルでは1017万回再生）。その他にも、HIV陽性の女の子のキャラクターの「カミ」、ホームレス状態を経験した「リリー」、服役中の父親をもつ「アレックス」、母親の薬物依存により里親に育てられた経験をもつキャラクター「カーリ」、そして、韓国系アメリカ人の「ジョン」。これら新キャラクターが誕生するたびに、反響を呼んだ。なぜか。それは表象（リプレゼンテーション）の政治とかかわっているからだ。Magazine for LGBTQ+Ally PRIDE JAPANのコラム²によると、リプレゼンテーションとは、「映画やテレビなどのメディア表現において、社会を構成する人々の多様性を正しく反映させ、マイノリティが公正に描かれることを目指そうとすること」をいう。テレビをつけると、そこには自分と同じ特徴や立場をもつキャラクターがいること。「自分と同じ」と投影できるキャラクターがいること。もしかするとそれは自分自身ではなく、隣にいる友だちのことかもしれない。現実社会においても、メディアのなかでも、隅に置かれがちなマイノリティにとって、自分に代わるような存在がそこにいること。そしてそれが、公共放送されている子ども向け番組であることに大きな意味を持つ。おりしも先月、新トランプ政権下において、番組の制作を支える補助金が打ち切られるという事態が起り、存続の危機に陥りかけた。この番組が「多様性」の描写にこだわり続けてきたことを、逆説的に証明することになった。今後の番組の動きを注視したい。

（非常勤研究員）

¹ 以下の記事が詳しい。ただの“子ども向け教育番組”ってワケじゃない!? 『セサミストリート』に見る、楽しくも奥深く、カラフルな多様性のある世界『「きょういく」を探求し、創造する先生の学校』より <https://www.sensei-no-gakkou.com/article/no0084/> (2025年6月12日最終アクセス)

² リプレゼンテーションとは https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/column/2029.html (2025年6月12日最終アクセス)

書評

土肥いつき著

『トランスジェンダー生徒と学校』

『抱えさせられる』困難と性別移行をめぐる実践』

(生活書院、2025)



評者：多賀 太

当事者性を共有する調査協力者たちに寄り添い、共感し、その声に耳を傾ける支援者の立場と、社会学理論をふまえて協力者たちの経験を客観的かつ冷静に分析する研究者の立場。本書において著者は、この2つの立場の間で絶妙なバランスをとりつつ、10人のトランスジェンダーたちの生き生きとした語りに基づくリアリティに満ちたライフヒストリーを描き出し、学校における性別カテゴリーの構築に関する示唆に富んだ理論的考察を展開する。

トランスジェンダー生徒は学校のいかなる制度のもとでいかなる困難を経験してきたのか、そうした困難を解決するためにいかなる実践を行ってきたのか。これらを明らかにすべく、本書では次の5つの局面に焦点を当てたライフヒストリーの記述と分析が行われる。①性別違和への「気づき」、②性別違和を持つ人を表すカテゴリー語を獲得する「言語化」、③ロールモデルとなる他者との「出会い」、④自らの言動を性自認に沿って変化させたり他者に自分のことを告げたりする「カミングアウト」、そして⑤周囲に対して自分を自認する性別に基づいて扱うよう「要求」することである。これらの分析からは、トランスジェンダーであると認識した年齢、カミングアウトの状況、困難の度合や具体的内容、その解決へ向けた実践のあり方や周囲の反応など、協力者たちの学校経験の様子は個人によって実に様々であることが明らかにされる。

これらをふまえて著者は、トランスジェンダーを一括りにして支援のあり方をマニュアル化することの危険性を指摘する。しかし同時に、そうした経験の多様性を単なる個々の生徒の違いに還元することにも警鐘を鳴らす。これらの多様性は、社会におけるトランスジェンダーの認識や政策の変化、出身家庭の状況、そして学校文化の違い（別学か共学か、制服の有無、教師や周りの子どもたちの反応など）といった社会的条件と関連づけて理解される必要があり、そうした社会的文脈に応じた支援が求められるのである。

本書のもう1つの大きな貢献は、トランスジェンダーの学校経験というレンズを通して、学校の中で性別カテゴリーがいかに構築されているのかを鮮やかに描き出した点にある。評者が特に示唆を受けたのは次の3点だ。第1に、「性別にもとづく扱い」を、性別カテゴリーへの「割り当て」と、そのカテゴリーに付随する「役割」の期待や強制とに峻別する視点。第2に、出生時に割り当てられた性別へと人びとを水路づける強制力の強弱は文脈によって異なりうるとの指摘。男女別の制服のように学校の制度の中にそうした強制力が埋め込まれていることもあれば、子どもたち自身が相互作用を通じて強制力を行使する主体となる場合もある。そして第3に、性別カテゴリーには幅があり「性別カテゴリー内での多様な実践」が可能であることへの注目。例えば、男子に典型的なふるまいをしない個人が常に男子からの逸脱として扱われるとは限らず、「女の子的な男の子」や「男の端の端」のように男子カテゴリー内の周辺ながらも「男子」として承認されることもありうる。

これらの知見からは、学校におけるトランスジェンダー生徒支援の方向性には、性別カテゴリーへの割り当ての強制力をそのままに、本人の自認にもとづく性別の再割り当てを支援する方法だけでなく、そうした強制力を弱め、出生時に割り当てられた性別に関わらず多様な実践が受け入れられる学校環境を作り出していく方法もあることがわかる。加えて著者は、困難を抱える生徒の主体性を無視して先回りをするのではなく、葛藤を軽減していこうとする生徒の主体的な実践に寄り添いながら支援するという学校側の姿勢の重要性を提起する。そうした支援のあり方は、シスジェンダーの生徒も含めたあらゆる生徒たちにとって、性別にとらわれない自らの可能性の開花に向けたエンパワーへの後押しとなるに違いない。

(文学部教授)

書評

熊本理抄編著、藤岡美恵子・宮前千雅子・福岡ともみ・石地かおる・のびこ・瀬戸徐映里奈・坂東希・川崎那恵著

『部落フェミニズム』

(エトセトラブックス、2025年)



評者：守 如子

部落女性の声が聞こえないとしたら、それは聞いてこなかったからだ。

本を開くと最初に目に飛び込んでくる、この力強い言葉が本書の核心を表しているのではない。部落女性は、主流のフェミニズム運動や部落解放運動に対して、「あなたの言う女性差別は私の経験を言いあらわせない」「あなたの言う部落差別に私の体験は含まれていない」と異議申し立てしなければならなかった（11頁）。本書は、部落女性の存在が不可視化されてきた背後にマジョリティの無知・無関心があること、そしてその無知・無関心が部落女性を苦しめてきたことを論じている。

恥ずかしながら、私自身、本書をはじめとした部落女性に関する近年の論考を読むまで知らなかったことは非常に多い。具体的には、妊産婦無料検診や保育所の設置などが、部落女性の運動によって推し進められたものであったことがそうである（熊本2020、本書19頁、191頁など）。また、近年、各種の差別が交差する地点の状況を表す「インターセクショナリティ」という概念が非常に注目を集めているが、100年も前からこのことを考え続けてきたのが、部落女性であったことも知らずにきた。

本書2章で、宮前千雅子は、部落女性の苦悩や困難と、抵抗を歴史的に掘り起こしている。部落女性は、学ぶ場、働く場、恋愛・結婚、家族のなかで様々な困難に直面すると同時に、自らの立ち位置や経験から社会制度を読み解き問題提起する「二重三重の差別」という言葉を紡ぎあげてきた。部落差別、階級差別、女性差別からなる、この「二重、三重の差別」という言葉は、まさに「インターセクショナリティ」概念が意図することそのものを表している。

本書は、「女性」の内部に権力関係をはらんだ

差異が存在していることに何度も注意を向ける。そしてそれは、「女性」内部だけでなく、熊本理抄が「部落女性の視点と経験を本質化しないよう注意深くありたい」（246頁）と述べるように、「部落女性」内部についても同じである。4章では石地かおるの障害女性としての体験が語られ、6章では瀬戸徐映里奈が、朝鮮人と部落民という二つのルーツによって、逆に部落女性や朝鮮女性ならば共通してもつはずとされた経験から外れてしまうという「欠落」を語っている。これらの差異を、本書は簡単に乗り越えるのではなく、粘り強く考えていく必要性を訴えている。

その一方で、部落女性と非部落女性間のDV被害という痛みへの共感の事例（93頁）のように、本書は連帯への希求も手放さない。瀬戸徐は次のように述べている。「同じではないが、近しい立場の女性たちの語りを聴くことによって、（中略）差異と共通性が見出されていく。（中略）先達たちの経験を聴き、その生き抜く力を知ること、差別に屈さない「ふんばる力」を得ることができる」（178頁）、「それぞれが抱える生きづらさを浮き彫りにし、その痛みを尊重しながら、差別解消のための運動をつくりあげることができる」（155）。これこそが、フェミニズムの進む道なのではないか。

「トランス問題」を始め、「女性」をめぐるフェミニズムが揺れる中で、フェミニズムに関心のある人には、今、まずこの本を読んでほしい。部落女性の多様な痛みと闘いを伝え、差異と連帯を考えさせてくれるこの本が中心となるフェミニズムが、今求められるフェミニズムなのではないか。

（社会学部教授）

新研究員紹介



渡邊 充佳

本年4月より、歴史ある関西大学人権問題研究室の非常勤研究員（部落問題研究班）に加えていただきました。ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

私のふだんの仕事は、障害児・者の相談支援（ケアマネジメント）、神経科学・心理学・ソーシャルワークの知見を統合したカウンセリングサービス、保健医療・福祉・教育などの対人支援専門職を対象とした研修プログラムの開発・提供等です。行政や組織に属さない、独立開業のソーシャルワーカーとして、大阪府岸和田市に相談室を構えています。

対人支援専門職としての実践領域は障害研究班の研究課題と重なりますが、そもそも大学入学時点ではスクールカウンセラー志望だった私が、個別支援のみならず地域社会や行政施策の改善も志向するソーシャルワーカーを志すきっかけとなったのは、部落問題との出会いによるものです。大学の近隣には、部落解放運動としての「人権のまちづくり」に取り組む地域があり、同地区の青少年会館で中学生対象のフリースペースの運営をお手伝いさせていただく機会を得ました。また、他地域の青少年会館でも小・中学生の学習支援に関わらせていただく機会もありました。大学内でも、「部落問題研究会」というサークルで活動し、仲間とともに学生の立場から部落問題に関する啓発イベントを企画していました（余談ですが、当時の私や仲間たちをチューターのような役割で導いてくださったのが、まだ大学院生だった頃の内田先生です）。

当時から、とりわけ子どもの教育・福祉に関わる諸課題に関心が強く、部落解放運動の歴史や同和教育・人権教育の諸実践について学ぶこ

とを通じて、公教育の制度・慣行・観念が当該社会のマイノリティに不利益の偏在をもたらす教育達成の不平等を帰結するといったメカニズムに気づかされました。「教育問題」として語られる諸問題の背景に、貧困と差別が深く根を下ろしており、「教育」の中身について考えているだけでは、子どもの基本的人権としての豊かな学びと育ちを社会的に保障することはできません。そこから、戦後初期の長欠・不就学問題に取り組むなかで生まれた同和教育運動の実践史を日本におけるスクールソーシャルワークの展開過程における前史的系譜として位置付ける問題意識が芽生え、修士論文では高知県の「福祉教員制度」の任にあたった教員の実践記録の分析に取り組みました。これ以降も、同和教育の理論的・実践的蓄積から、日本のスクールソーシャルワークにおける子ども支援のあり方を逆照射することを企図した論考を発表させていただく機会がありました（拙稿「人権教育と学校における福祉」鈴木庸裕編著『学校福祉とは何か』ミネルヴァ書房、2017年、所収）。

これまでの15年間のソーシャルワーカーとしての臨床経験を通じて、クライアントとして出会う人の生きる困難への想像をめぐらせるうえで「ACEs（小児期逆境体験）」「複雑性PTSD」「歴史的トラウマ」「集合的トラウマ」などの概念とそれらをめぐる知見の社会学的活用が不可欠であると感じています。ひるがえって、これらの概念と知見を「レンズ」として活用することで、被差別部落という地域、そして被差別部落にルーツを持つ人々をめぐり、歴史的・社会的に構築され再生産されてきた生活問題の解決にも、研究を通して寄与しようのではないかと仮説を立てています。いまこの時機に、部落問題研究班へのご縁をいただいたのも、部落解放を願い闘ってこられた先人から若き日にいただいた御恩について報いる時がきたとの天命と受けとめ、研究活動に取り組んでいきたいと考えております。（非常勤研究員）



吉岡 洋子

この5月から人権問題研究室の障害研究班に加えていただきました、社会学部

の吉岡洋子です。専門分野は、社会福祉学、市民社会論、北欧社会研究です。最近には主に、子どもの権利や子ども家庭福祉を軸とした研究に取り組んでおり、日本とスウェーデンが主なフィールドです。

さて、その子ども分野、日本では2023年のこ

ども基本法施行を機に大転換の真っ只中にあります。子どもの権利条約批准から約30年を経て、同条約の理念をベースとして子どもの主体的権利を総合的に保障することが法に明記されました。例えば、政策決定に際して、当事者である子ども（や保護者）の声を聴くことが国と地方自治体に義務付けられました。「子どもの声を聴く」とは？と戸惑いや混乱もありつつ、各地でワークショップ等の試みが増えています。

さらに、特に声をあげにくい状態—不登校、社会的養護など様々—にある個々の子どもが思いや声（views）をあげられるような環境や仕組みの必要性もやっと注目され始めています。私も、子どもの権利に関する条例策定に携わったり、地域での研修講師をさせて頂いたりする機会が急に増えました。研究としても、若者当事者団体についてや子どもアドボカシーのテーマに注力している昨今です。

一方、この新動向のなかで、子どもの権利に関する誤解や反発も改めて顕在化しています。子どもの権利とはつまり子どもの人権で、生まれながらに有するものです。しかし、「子どもが

わがままになる」「他人に迷惑をかけないことが大前提」といった言葉が、2025年の今でも立場ある大人たちからも堂々と発せられている現実があります。

私はもともと外国語大学出身で、北欧の福祉国家や市民社会について学んできました。北欧社会でももちろん課題は山積しています。それでも、法律が定めている権利が守られていない！権利を守るために必要なサービスが提供されていない！と、堂々と指摘や議論がなされています。国際学会に参加してみても、権利基盤アプローチは北欧に限らず多くの国で既に大前提です。

なぜ日本はこれほど違うのだろうか？と不思議さやもどかしさも感じますが、上述のとおり新たな一步は各地で確実に始まっています。その積み重ねが意義をもつと信じて、私も模索しつつアクションしていきたいと考えています。人権研で多角的に人権や権利について学び考える機会を頂くことで、新たな気づきを得られると確信しております。皆様とご一緒できることが楽しみです。どうぞよろしくお願いたします。

（社会学部教授）



永富 真梨

初めまして。私は2022年4月に社会学部メディア専攻の教員として着任し、今年度から人権問題研究室のジェンダー班研究員として参加させていただくことになりました、永富真梨と申します。私はアメリカ研究に軸足を置きながら、ポピュラー音楽を通じた文化の越境史を専門としています。

私の研究活動の中心にある問題意識は、「音楽は全人類的だと言われるのに、なぜ人々を分けるのか」です。例えば、日本で一般的に語られる「洋楽」とそれに影響された大衆音楽の歴史も、様々な人々による音楽に関わる行動を反映してきたわけではありません。従来の歴史は、アメリカの影響下にある「女性化された日本」という視点から、日本が独自の音楽文化を主体的に創るまでの系譜として記述されてきました。そのために、この系譜を成立させるような音楽を制作したり消費したりした人々のほとんどが中流階級以上の男性であったにも関わらず、その属性が明らかにされず、彼らによって「他

者化」されてきた、女性、性的・人種的・階級のマイノリティの音楽に関わる行動は十分に叙述されていません。

現在、冷戦期に活躍した女性音楽評論家・ジャーナリストの体験や語りを調査しています。彼女たちはソビエト連邦・アメリカ・イギリスなどを訪れ、現地でも友好的に迎えられました。しかし、海外経験のある彼女たちは、海外経験を持たない日本人男性とは異なり、日本国内で「音楽評論家」として評価されませんでした。彼女たちの体験を、女性をめぐる高等教育とポピュラー音楽産業を背景として記述し、彼女たちが「洋楽」を語ることで何を獲得し、何を制限されたのかを明らかにしようと考えています。

以上に加えて、「田舎の労働者階級の白人保守の男性の音楽」というカントリー音楽のイメージとは異なる、女性、黒人、クィアのアイデンティティを持つカントリー・ミュージシャンの活動実態や彼女たちに関する学術研究を日本語で紹介しています。アメリカの田舎には、下層階級の白人女性、黒人、クィアの人々の営みがあるという理解への一助になればと願っています。

私の研究には、ジェンダーはもちろん、セク

シュアリティ・人種・民族・階級・障がいなど様々な社会的な属性やアイデンティティを持つ人々の体験や歴史、それに関わる理論の深い理解が

必要です。まだまだ未熟ですが、先生方から多くを学ばせていただければと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。(社会学部准教授)



尾崎 俊也

今年度より非常勤研究員としてジェンダー班に所属する尾崎俊也です。私は、関西大学法学部を卒業した

後に、大阪大学大学院人間科学研究科で社会学を学びました。2020年には博士号を取得しました。今年度より人権問題研究室を拠点に、研究と社会学部および文学部で社会学概論の授業を担当します。関西大学に通えることに懐かしさとともに、学部生だった頃との立場の違いに初々しさも覚えています。法学部時代は、憲法や民法をはじめとする実用法学の分野があまり得意だと感じられず、法社会学のゼミナールを選択しました。それが社会学との出会いでした。

現在は、社会学理論、社会病理学を研究の軸にしています。その上でジェンダー問題としての男性の在り様を考察する男性学を専門分野とし、婚姻改姓における男性性やアルコール広告における男性性を研究テーマに据えています。

私の理論的支柱には、アルフレッド・シュッツの日常生活世界を詳論する理論や、ハロルド・ガーフィンケルの、私たちの何気ない会話を例に取りながら日常性を解剖するエスノメソドロジーがあります。人々の生きられた経験 (lived experiences) へのアプローチを大事にしています。実際のところ社会学者は、人々が生身の身

体で出会う現象や物事、それらを包含する体験世界そのものと同じ位相で社会現象を理解することは極めて難しいのは事実です。それでも、この社会で、生きる生身の人間の感情の機微、揺れる情動、微妙な心の動きを重視しています。科学や実証、エビデンス、AIという言葉が人口に膾炙する時代であるからこそ、数値ではなく、文字言語を用いて人々の日常生活世界を記述することが天啓のように与えられた使命として自分にあるのだと考えています。

科学的で客観的と言える学問がむしろ差別や抑圧に手を貸したり触れないできたりした歴史があります。客観性を矜持とする科学がその立場を強調すればするほど、客観性に覆い隠された人間社会の暗部を感覚的な立ち位置から明らかにする意味は逆説的に強まります。

私の俊也という名前は昨年亡くなった詩人の谷川俊太郎さんに因んで名付けられました。“いま生きているということ”、“いまいまが過ぎてゆくこと”、“いのちということ”を豊かに抱きしめ、研究生活と教育生活を送りたいと感じています。幼い頃、講演会で対面した俊太郎さんは屈託もなく、いわゆる成功した文学者の、偉ぶりはおろか、権威や威厳を微塵も感じさせない可愛らしい方でした。私も、そのような姿を社会学者の、特に差別や抑圧を研究する態度として心の拠り所にしたいと感じています。

(非常勤研究員)

編集後記

本号では、料理を通じた文化実践の民族誌的記述、古代法制における障害者認識の史料分析、多様性をめぐるメディア表象の考察に加え、人権に関する近刊書への書評が掲載されている。いずれの論考も、日常や歴史の中に潜む人権課題に目を向け、それらを学術的に捉え直す視点が示されている。また、新たに複数の研究員が加わったことで、多様なアプローチやテーマの展開が見込

まれ、人権論の射程が一層広がることが期待される。(青木)

関西大学人権問題研究室室報 第75号
2025年8月1日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>